

特67

436

日蓮全
四箇
名言
演說一朝一夕話

明治三十年九月十日發行

019953-000-7

特67-436

四箇名言演說一朝一夕話

若林 佐太郎 / 編

M18.9

ABH-0094



菩提の一二とあげていふは淨土宗の依止弥陀の二種にま

得微妙法一威最正覺と修の(○)又云く

演出無量妙法音声流布徧諸佛國其声聞者得深法住

住不退轉至成佛道耳と説ゆ

依佛のまに妙法の音を流布して其聲をきくものハ皆佛た

と説ゆ又云く

悉集會七賢講堂廣宣道教演暢妙法莫不歡喜心解得道

と説るがて何故危ぬ本の七宝の講堂に往生の衆生を集めて妙法の利

益を説いて説いて妙法を信じて解してとらせて極楽へ成佛と

せると經又云く○故に何故危ぬ本の四十八衆の十八号目の衆に

○唯除五逆誹謗正法と極樂したまふがて五逆の罪人と

正法能信たまふの極樂成佛の衆と云ふ經又云く正法と

妙法の二ありは妙法と法名二人の邊に誹謗せしむればは

極樂成佛しては極樂の衆にともむもの極樂淨土の衆生を

ゆるさざるの地獄の外にありあるべし極樂へゆれば地獄なり

○法華經譬喻品云く 若人不信毀謗此經則斷一切世間

佛種乃至其人命終入阿鼻獄と説たまふ念佛無間如斯

大聖釈尊元佛は娑婆の世に出現したまふことハ極樂の衆に

彼の權經を説いて利益を衆生與人にあらむと九界の衆生を

五世にあらざる者極樂にあらむと云く其本者に妙法と

佛を具足するものなるは妙法と各自に衆生悟入

せしめ速に成佛なりと云くめんとすの万民我ら一切衆生に

あふ大慈大悲の誓願なりと云たる衆生の衆生を説くべき

にて亦衆生の爲にて云ふは妙法蓮華經の爲の

にてお説きまりしたるなりかたに方便品に云く

○我本立誓願一切衆生欲如我等無異如我所願今者已満足化一切衆生皆令入佛道と後云て既に四十余年

方伎の如かりては法華経の末法に流布すは久き後五百歳三千五百年内ありて衆生皆共成佛の悲願と云げゆなり

○開經無量義經に云く 以方便力四十余年未顯真實と後云て衆生多し説法入たる衆生の後法は悉く方伎なりと虚言なりと擧げ

申す此かに○華嚴○阿含○方等○般若等の教理は只尚擧げ及の方伎かればは衆生の口徑に執著して我本有實おもふも不の妙法を怠行するにちあらん○もはや法華経を專修せよと云く

禪天魔話

禪天魔とてハ涅槃經に云く○佛滅後彌勒出世し云々の中阿含

我ハ佛なりといふて佛種を採擧せざるものありて是ハ天魔なりと作

せ遣らるる亦系記にたゞるも佛滅後千四百七十六年に當りて達磨

大師天竺より漢土に渡り梁武帝に見奉りて佛種の悟乃て後帝

穆宗の淳化を信し云々を達磨魏國へ移り達磨ハ佛像經を

を信せ我ハ佛心宗なりといつて經相にあらず一代は經ハ言後ならん

は云々を信せりといふて廣智一但空無相の見解を悟乃の徹底なり

と一教をせし佛客作の見と趣一聖教を非にりり悟せりて

上禪とて妙法ハ紙書文字のまじり及ぶにありと云く○三思唯一心

心外無別法○以心傳心○不立文字 なるを自ら中一佛法の妙法

に宗本悟入せざるなり ○擧げ佛種に擧げ月指と後云てく月をみるま

の持かり月天にありと知る人ハ持たハ用なり我に佛心ありと知る人ハ
空をかりと看做す強文の陰のうみを扱ふ紙なりまこと龍原極なりとまこと
まことかりあざと公言を毀傷し云信にたたる為言を殺せし也

○涅槃經に佛化を宣しく ○若有不随佛所說者是天魔眷屬也
後め又○首楞嚴經に ○如我所說名爲佛說不如是說即波旬
自說者とは後天魔波旬自かり能加多しといふまことに眼を迷魔
の阜穢たし一也のり信を以てこれ一を成佛せむといふも未法下種の
凡夫のころ信を棄くるをゆんや一也の信を成せむといふも自らの信の
ほるに偏重のり信にこそ成生滿度の教化にあふを ○教外別傳
五文字名に自悟と釈その教相と幾如まるハ明白にも天魔の
知かり凡悟たといふも佛知んを棄くといふなり釈その教相ハ佛心
ゆのままの用なりといて佛心を以て後ハ教文を益なりと捨る時ハ世

取の法理多かたしなを我身所通つるを又ま外のたをそとく
師の教をせ受けざる向の効なりその師に用ハなりと忘解するハ思知し
まに人而猶んちるのり ○唯本末無一物にして空に帰せると言を死
後の孝養道者信者も何のためぞや又非聖を起すの益にたぬるたら
まや ○事死如事生と孔子も言ふなり 釋教ハ佛法たる妙法のり
悟と知とせしといふのなるん 今外經にまことと佛法にせしる
釋天魔ちるを以てあるべし

付て云 空野大徳寺住持識悟の先生秘

釈教といふたがいの世に多くの人を迷はせるは 一体和南
とよととおかむ人こそおろかなり下経も何秘信も相の
死んでく佛にならぬものせを振るうちよきとをれ 一 体
極楽や地獄があることだまされてよろお入よせざる人 性 川

宗野大佐の御所一休和尚の及被りたりとて送られし史に記せられたる
 移りたるの傍破佛の言にしてたぢなきを佛は變化の被にあはせ外
 も多しといふも佛の悟りなきをて魔たのうたふに被に禪天魔とハ
 なり○日蓮大菩薩を尋責りてあたり

○聖徳太子馮福記に云く○為失正法歸廢違法出正法家一好興魔
 法一曰上是禪天魔と聖徳太子もやあしたり

○章安大師觀心論ニ邪禪の十過と挙る其五ニ云く

無惠之禪多設鬼定生破佛法一死一墮道鬼闇池の禪徒と
 男修て妙法のり悟を忘るがけり佛法の妙法也善種なりと云

真言亡國詔

真言宗と亡國とあり漢土の教を尊不空三藏の示したる大日經金剛
 頂經蘇悉地經の三經と依經とて宗旨を弘びま言秘密最上乘大
 日如来印契の大法なりといふて釋者一代の徒を蔑しに諸經中未だ
 法華經とあり三藏論といふも野山の弘法大師はま言宗と我

皇國に弘む凡傳教とて我も一代の所法なり佛の徒はわが法を云
 の三教も我々の徒をいしてはつた教の介するを故に先哲既教を親
 傳といふと善傳方等部内の教と定めたりされ大日如來の本儀にあ
 らせ強んが天恩教を釋者千危佛の教にそむき我もを蔑がかりて
 大日如來を本尊とてあがのまの氣を成た法儀は本尊の大法なる法を
 第三藏法と名けり釋者も大日如來の履らにもたれりといふを罪
 名にして我々に陸せり

○地持備にきく○無二天二日國土無二主家無二主二主二のなるもなり

實に一佛の境畧なり一物一師の釋も佛法なれば六日如來の流るるを
まれば二佛せたる時にさかぬてをなすもゆゑに成にさかぬて二國

としん ○法華經藥王品三六〇於一切諸經中法華經最為

第一○竜樹菩薩○大論九六〇三千大千世界是名為二佛世界

是中更無餘佛實一釋迦牟尼佛是佛世界中常化作諸

佛種々法門種々身種々因緣種々方便ヲ以度衆生云々

されば釈迦一佛のみにて更餘佛をく天に二ツの日なり國二人の王なり

以てあるべし ○薄天之下莫非王土率土之濱莫非王臣

○方便品三六〇十方佛土中唯有一乘法無二亦無三除佛方便說

桓武天皇弘仁元年勅宣あつて諸經中には法華經第一也世界にて國王第一
たれば王法と佛法の妙法と半年角のやと作りし比叡山を慈徳後

我が家の聖山と定めしむるを後白川の御宇にあり天合座主明雲

神更まをを流りせしむ叡山の如くにぬり所を未

だの牙とて法華經と號ししにせしむるを罪忽ち身に敷く本を義仲

がたよりされ院に大政入たに考られなき又を後永久三年に

隱岐法皇德念のゆ傳義時を付亡さんと作り玉ひ意圖偽正とせしめと

してまゝ秘密の法に義附を御伏の行念とすり四月十九日より六月十四日

に於て僅に六十日と算たむしてその前後額一実赤より多くの軍兵を傳

一宇治勢田の義季に及び勿体なくも 三院せし捕まり 順徳院

とバ佐渡の山 後鳥羽の院せバ隱岐山 本御門の院せバ

玄佐の因に配流しきり公卿七人の忽ちに預せ打しなり老若を會

秘密の御伏にうらぐ儀の中に止ばさせのわたりてさかぬての願はり

天に二ツの日なり一玉に千人の王なきかり御を志し玉にそふ動り玉なり

愛深心より西の王の事をも書し出に二王あるは律への事也既に世に
てあそぶ將其のこまのせむるに二王將一方の王將とまいに次名守る
の本考とせるものや日蓮宗の類は西の本考の事なり

他家の人罪障深くして死相をねやかすもこれやならんせんと終てま
よのむゆを死人にかけやんかにもるもや束むといふも死人の祇宗の能くまを以人
妙法蓮華經を用へる罪に依て思たに墮るお鏡をあらうたるとんぞうん
人のこまを用へるも心性にはに控にた探にやるとるものなり法華經を執りて人
をまは別強する人其に人一人なり一人の事あるにあらざるに相違
もる大なる半指にいたるまやんかすも心性をこころの法華經を唱ふる事を持
の切直なり方便の經ににぬる事の特の利益ありんや觀經に淨土の莊嚴を修と
んども眼の實地に於ていぬる種地をふるもいとを法華經にの現の種地あり

律國賊

律國賊とハ律宗の鑑真和尚を祖とせ以元孝奉の人なり天平初年癸亥
己年我國に來たり和品大安寺に住し小宗の阿含經を依經として律宗を建
立し法華の戒律を著す律法の威儀を以宗の經首と擧りて衆生を海を
渡るを引しむ戒律を廢して成仏の因とせば戒律の廢りまことなりとい
ふもの正法十年のころの五百年の終りにて末法の凡夫のよくまぐはらむ
所習 ○ふ殺生 ○不偷盜 ○不邪淫 ○不妄語 ○不飲酒 ○此戒
まじなりの事なり戒十善戒乃至二百五十戒五百戒の妙法なるを
故に ○高祖日蓮大菩薩の云く 正像已に定められた持戒の帝の中の
虎の如くと作られ又鱗角の如くもまれなりと戒を持つものなきを作
るに ○阿含經に云く 若昔二百五十戒等戒門二其中一戒
犯用者即國中盜也云く後れたれば末法の凡夫のよく戒をまじに

法ハ佛法なりと云ハ妙法の至理を指して法を云ふ也
妙法に一致しゆるるの法也

○宗祖日蓮大菩薩は如法にすまき内房州小湊法華寺に奉山なり也真
言密宗と云ふはまて彼此に性有し淨土律儀等の法宗を指りて叡山に據
止し教の十二年にて一代の聖經を撰略し天台の理觀に入事相の妙多を
發略し又於胎縁の圖示曹洞の道先に於て釋流の有り様を論じ更に泉
涌三井寺の學堂に入て又南都の法華寺の野山撰の天王寺法華の宗
大寺に據りて自他宗門を併呑したる比叡山に於て又釋を聖經
を撰略し權實を判別し房州法華寺に於て又天台の聖經を撰略し
より新舊の法に對しての道法を撰略し又天台の聖經を撰略し
昔の佛に天台の圖説は任せてありて教の世の本懐後六百歳の廣宗
に對しては青藍の大慈切とありてあり

念佛無間

夫佛を念めて日間をたれば六かんのものぞを撰略し佛を念ふなりて
念を念ふにハ佛法を修めし佛法ハ妙法なり法華經なり法華經なり法華經
經ハ佛經にて佛法なりを念ふは法華經なり法華經なり法華經なり
と衆生自ら念ふなりて法華經の大作用の如法にありて法華經にハ法華經
ねぎ未だ念にハ法華經に成佛ハ法華經にハ法華經のまことの念にハ法華經
即滅し七福即生ハ法華經の法華經なりて法華經にハ法華經にハ法華經に
るものたごたごたる法華經の如く法華經に法華經にハ法華經の念にハ
ちりて法華經にハ法華經にハ法華經にハ法華經にハ法華經にハ法華經に
るハ法華經の念にハ法華經の念にハ法華經の念にハ法華經の念にハ法華經の念に
なれば法華經にハ法華經にハ法華經にハ法華經にハ法華經にハ法華經に
文にてハ法華經の利益のありたるハ法華經の念にハ法華經の念にハ法華經の念に
ののたり妙法蓮華經の如法華經大なるなりて法華經の念にハ法華經の念にハ法華經の念に
地づくにありたるありて法華經の念にハ法華經の念にハ法華經の念にハ法華經の念に

禪 天 魔

禪天魔とハハんのものぞや... 皇國に於ては... 皇國の物産に...

真 言 上 七 國

真の言を言ふと... 皇國に於ては... 皇國の物産に...

律 國賊

國を滅する者、律にむるとは、我皇國の宗廟にまはれ、宗にこそ殺し、つに及ぶと一罪
の罪たるも、たゞ、妙法自在の國なれば、外國より我日本國を滅せんと謀り、
こと先年より殺害のるに、て殺るるに、（一）年者、五ノミ、河テレ、（二）河支丹、（三）外
教の渡後、（四）志、（五）く、（六）侵入、（七）先、（八）こと、（九）を、（十）本、（十一）も、（十二）と、（十三）り、（十四）る、（十五）件、（十六）一、（十七）去、（十八）る、（十九）後、（二十）を、（二十一）今、（二十二）已、（二十三）に、（二十四）我、（二十五）外、（二十六）に、（二十七）勝
一、（二十八）は、（二十九）外、（三十）教、（三十一）の、（三十二）渡、（三十三）後、（三十四）に、（三十五）遂、（三十六）上、（三十七）は、（三十八）百、（三十九）年、（四十）二、（四十一）百、（四十二）年、（四十三）の、（四十四）未、（四十五）だ、（四十六）に、（四十七）身、（四十八）を、（四十九）不、（五十）成、（五十一）る、（五十二）事、（五十三）外、（五十四）去、（五十五）の、（五十六）氏、（五十七）たる、（五十八）一、（五十九）も
國を、（六十）滅、（六十一）ぶ、（六十二）る、（六十三）者、（六十四）の、（六十五）秋、（六十六）なり、（六十七）成、（六十八）る、（六十九）る、（七十）日、（七十一）蓮、（七十二）大、（七十三）士、（七十四）作、（七十五）り、（七十六）れ、（七十七）他、（七十八）國、（七十九）侵、（八十）逼、（八十一）の、（八十二）難、（八十三）と、（八十四）い、（八十五）え、（八十六）ん、（八十七）ば、（八十八）罪、（八十九）徒、（九十）に、（九十一）心、（九十二）を、（九十三）か、（九十四）む、（九十五）る、（九十六）人、（九十七）と、（九十八）な、（九十九）る、（百）是、（百一）は、（百二）佛、（百三）法、（百四）の、（百五）妙、（百六）法、（百七）と、（百八）い、（百九）ふ、（百十）る、（百十一）が、（百十二）故、（百十三）に、（百十四）ち、（百十五）て、（百十六）あ、（百十七）る、（百十八）に、（百十九）勝、（百二十）る、（百二十一）こと、（百二十二）な、（百二十三）あ、（百二十四）れ、（百二十五）と、（百二十六）佛、（百二十七）法、（百二十八）の、（百二十九）旨、（百三十）め、（百三十一）あり、（百三十二）推、（百三十三）し、（百三十四）に、（百三十五）心、（百三十六）を、（百三十七）ま、（百三十八）す、（百三十九）と、（百四十）い、（百四十一）ふ、（百四十二）と、（百四十三）な、（百四十四）れ、（百四十五）佛、（百四十六）法、（百四十七）不、（百四十八）可、（百四十九）思、（百五十）儀、（百五十一）の、（百五十二）律、（百五十三）法、（百五十四）を、（百五十五）擗、（百五十六）り、（百五十七）妙、（百五十八）法、（百五十九）の、（百六十）旨、（百六十一）を、（百六十二）悟、（百六十三）る、（百六十四）を、（百六十五）佛、（百六十六）法、（百六十七）と、（百六十八）い、（百六十九）ふ、（百七十）る、（百七十一）法、（百七十二）華、（百七十三）嚴、（百七十四）の、（百七十五）外、（百七十六）に、（百七十七）佛、（百七十八）法、（百七十九）に、（百八十）て、（百八十一）佛、（百八十二）法、（百八十三）に、（百八十四）い、（百八十五）ふ、（百八十六）る、（百八十七）と、（百八十八）律、（百八十九）宗、（百九十）の、（百九十一）戒、（百九十二）行、（百九十三）は、（百九十四）今、（百九十五）の、（百九十六）凡、（百九十七）俗、（百九十八）に、（百九十九）は、（百）修、（百一）行、（百二）の、（百三）法、（百四）は、（百五）も、（百六）な、（百七）ら、（百八）ず、（百九）と、（百十）は、（百十一）法、（百十二）華、（百十三）嚴、（百十四）を、（百十五）依、（百十六）り、（百十七）て、（百十八）り、（百十九）勝、（百二十）る、（百二十一）べ、（百二十二）し、（百二十三）法、（百二十四）華、（百二十五）嚴、（百二十六）に、（百二十七）此、（百二十八）經、（百二十九）難、（百三十）持、（百三十一）文、（百三十二）あり、（百三十三）○戒、（百三十四）を、（百三十五）持、（百三十六）つ、（百三十七）と、（百三十八）る、（百三十九）の、（百四十）ハ、（百四十一）國、（百四十二）盜、（百四十三）と、（百四十四）な、（百四十五）り、（百四十六）と、（百四十七）凶、（百四十八）徒、（百四十九）又、（百五十）に、（百五十一）自、（百五十二）白、（百五十三）也、（百五十四）阿、（百五十五）含、（百五十六）持、（百五十七）を、（百五十八）持、（百五十九）え、（百六十）ま、（百六十一）へ、（百六十二）し、（百六十三）

